

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する福祉施設
避難確保計画の作成が義務化されました

避難確保計画の作成方法について



避難確保計画とは

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。



社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○】
○年○月作成

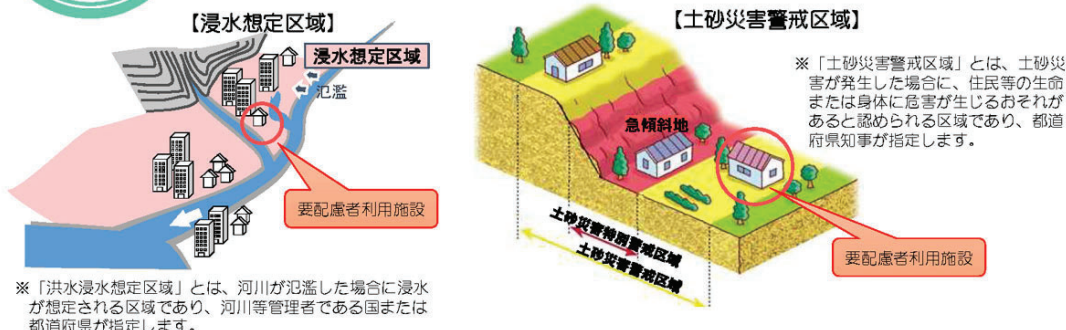
このエクセルファイルの使い方はマニュアルの必要事項を記入してください。
記入する場合は印刷して活用してください。
様式は対象となる災害のみ記入してください。
避難確保計画を定めた施設と設置しない場合がありますので、目安を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

水害・土砂災害から利用者の命を守るための避難計画

計画を作成しなければならない対象施設



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に立地する施設

かつ

市町の地域防災計画にその名称及び所在地が定められている施設

3

計画を作成する方法は2通り

現在、施設で作成している防災に関する計画を確認！

1. 「非常災害対策計画」を**作成している**施設
 - 既存の計画に必要項目を追記する
 - 新たに計画を作成する
2. 「非常災害対策計画」を**作成していない**施設
 - 新たに計画を作成する

※ 非常災害対策計画は、介護保険施設、障害者支援施設、救護支援施設、児童福祉施設等では、厚生労働省令によって作成が義務づけられている計画です。ただし、施設によっては計画の名称が異なることもあります。

4

新たに計画を作成する場合



国土交通省：自衛水防（企業防災）について（要配慮者利用施設の浸水対策）
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

避難確保計画作成の手引き

避難確保計画作成の手引き

● 計画作成にあたって (PDF:74KB)

● 解説編 (PDF:9,278KB)

● 様式編

● 社会福祉施設 (XLSX:844KB)

● 学校 (XLSX:848KB)

● 医療施設 (XLSX:845KB)

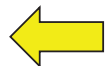
● 記載例

● 社会福祉施設 (PDF:575KB)

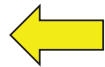
● 学校 (PDF:575KB)

● 医療施設 (PDF:575KB)

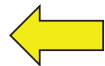
● 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (YouTube_MLIT_channel)



解説編



様式



記載例

3つをダウンロード

避難確保計画に関する
情報をサイトで
情報提供している市町

➤ 佐賀市

➤ 神崎市

➤ 白石町

5

既存の計画に必要項目を追記して作成する場合

非常対策対策計画に必要項目を追記して作成する方法

(非常災害対策計画を作成している施設では新たに作成する必要はありません)

非常災害対策計画	避難確保計画
<ul style="list-style-type: none"> 施設等の立地条件 災害に関する情報の入手方法 災害時の連絡先及び通信手段の確認 避難を開始する時期、判断基準 避難場所 避難経路 避難方法 災害時の人員体制、指揮系統 関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の目的 計画の適用範囲 防災体制 情報収集及び伝達 避難の誘導 避難確保を図るための施設の整備 ※ 防災教育及び訓練の実施 ※ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

※ 非常災害対策計画と避難確保計画の違いは、**赤字下線部の項目**だけは避難確保計画にのみ記載が求められているものです。

6

計画作成時の参考にする資料は…



<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

9

計画作成したら市町に報告します

避難確保計画作成したら
市町に報告をしてください。

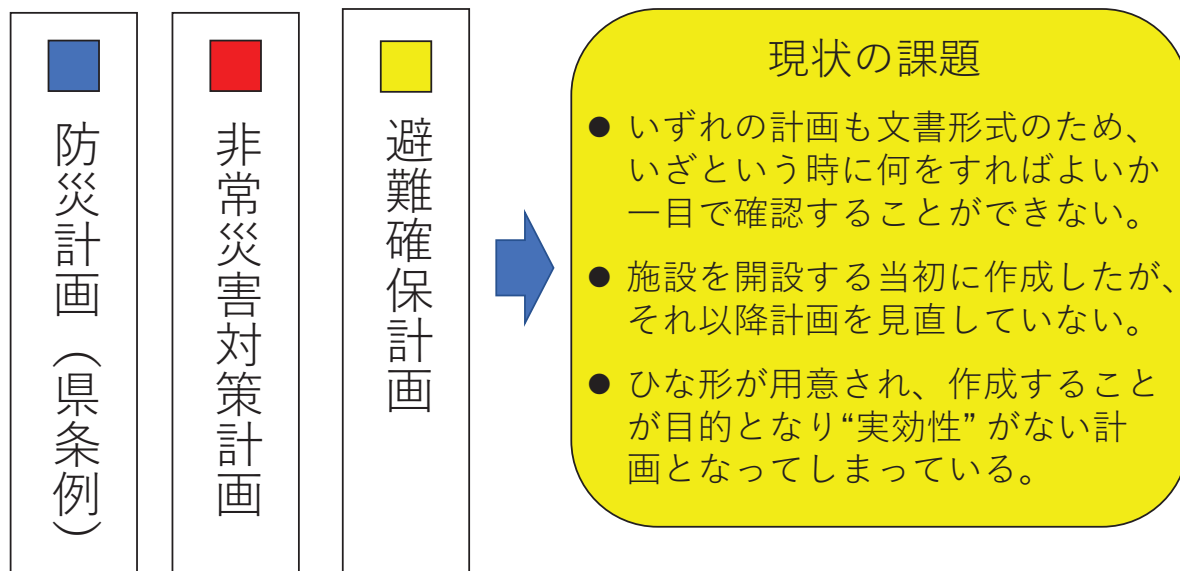
また、避難訓練の実施も**義務**です。
避難訓練も実施しましょう。

10

風水害による犠牲者ゼロの実現に向けた取組

二度と同じような被害を繰り返してはならない！

風水害時の対応計画（例）



11

風水害による犠牲者ゼロの実現に向けた取組

防災行動を確認・整理します。

今ある計画を再編集して「命を守る」ことに特化した必要最小限の防災行動を定めた計画を作成する

計画の名称

「福祉施設のいのちを守る」避難タイムライン

（施設立地場所の災害リスクや風水害時の防災行動などを整理する様式）

※ 国の検討会では、タイムラインの考え方の重要性に注目しています。

※ 避難タイムラインの作成は義務ではありませんが、水害・土砂災害から利用者を守るために取り組みましょう。

12

「福祉施設のいのちを守る」避難タイムライン

避難タイムラインのポイント

正常性バイアスに陥らないように、避難・防災気象情報などをトリガーにして、「いつ」「なにを」「だれが」するかという防災行動を時系列で整理する（している）ことが大きなポイントです。

施設の防災体制は「タイムラインレベル」は、5段階の警戒レベルに合わせているので直感的に取るべき行動が理解しやすくなっています。

チェックボックスがあり、防災気象情報が発表されたときや対応済の防災行動をチェックしていくことで、現在の状況を職員全員で共有できます。

「福祉施設のいのちを守る」避難タイムライン（様式2-1A）

台風による洪水・土砂災害を対象とした避難タイムライン

時間 (目安)	体制区分	体制区分 タイムラインレベル	タイミング・判断基準		防災行動	役割分担 (○は主体、□は担い手)		備考
			洪水	土砂災害				
-120分 (5日前)	注意体制	タイムライン発動	□ 台風が発生し、被害者（施設・歩道）で早期注意義務の「暴風」「大雨」で「中」または「中」の可能性があるとき	いつ	□ 台風・防災気象情報の収集を開始	□ タイムライン発動を職員に周知	□ 台風・防災気象情報を受信	
		レベル1 災害への心構えを高める	□ 被害者に台風の接近又は上陸する恐れが高くなったとき	なにを	□ 対象施設・備品・備品の確認、点検	□ 防災気象情報の収集を強化	□ 施設内の安全な場所に避難開始	
		レベル2 災害モード状態に切替 (自衛隊の要請)	□ (大雨・洪水・高潮) 注意報が発表されたとき	だれが	□ (大雨・洪水・高潮) 注意報が発表されたとき	□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加	
		レベル3 災害発生を恐れ	□ 警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたとき <small>（高齢者等、歩道・階段等より安全な避難場所へ避難し、避難から避難開始できることとなります。）</small>		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
		レベル4 災害発生を恐れ	□ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されたとき		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
0分 (1日前)	警戒体制	レベル3 災害発生を恐れ	□ 大雨警報（土砂災害）が発令されたとき		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
		レベル4 災害発生を恐れ	□ 土砂災害警戒情報が発表されたとき		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
		レベル5 災害発生を恐れ	□ 警戒レベル4（避難指示）が発令されたとき (河川氾濫)		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
0分 (当日)	避難体制	レベル4 災害発生を恐れ	□ (その他)		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		
		レベル5 災害発生を恐れ	□ 警戒レベル5（緊急安全確保）が発令されたとき		□ 施設長に報告及び全職員に連絡	□ 業務に担当された警備員及び職員は参加		

それぞれの様式は、1枚の用紙にまとめてあり、日頃から事務室に掲示することが可能で、施設職員の防災意識を高めることが期待できます。